

○東京藝術大学芸術国際交流基金に関する規則

〔平成元年4月1日〕  
制 定

改正 平成16年6月8日 平成18年2月7日  
平成25年10月24日 平成27年3月26日  
平成27年5月14日 令和5年10月26日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学芸術国際交流基金(以下「基金」という。)の運用等にあつては、この規則の定めるところによって行う。

(運用)

第2条 基金運用の基本方針等については、東京藝術大学グローバル戦略推進委員会(以下「委員会」という。)の意見を参考として、学長が定める。

(対象事業)

第3条 学長は、芸術の国際交流に関する次の事業を助成する。

- (1) 会議、研究会等の開催
- (2) 教育者、研究者、学生の招へい及び派遣
- (3) 芸術情報資料等の収集及び交換
- (4) その他委員会が必要と認める事業

(申請)

第4条 基金による事業を実施しようとする者は、原則として、前年度の12月末日までに、別に定める申請書を部局長を通じて学長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 学長は、前条の申請について、委員会の意見を参考として、採否及び助成額を決定する。

(変更手続)

第6条 事業の実施を承認された者が、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ部局長を通じて学長に届け出て承認を得なければならない。

2 前項の届け出があった場合は、委員会の意見を参考として、学長がその可否を決定する。

(成果報告等)

第7条 事業実施責任者は、各年度末ごとに収支決算書を、また事業が完了したときは速やかに実施成果報告書(収支決算書を含む。)を学長に提出しなければならない。

(基金の管理)

第8条 基金の管理は、事務局長が行う。

(基金の庶務)

第9条 基金の庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、委員会の意見を参考として学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。